

レポート

ターリバーン法務大臣執筆の書籍に見るターリバーンによるイスラーム的統治の考え方¹

室達康宏

1. 書籍「イスラーム政権とその制度」の解説

(1) 書籍の発行について

アフガニスタンのターリバーンは2001年に政権の座を追われて以降①外国軍の駆逐と②イスラーム的統治の実現の二つを掲げて武装闘争に従事してきた。2021年8月のアフガニスタンからの外国軍の撤退完了により外国軍の駆逐は達成されたので、ターリバーンにとって残りの課題はイスラーム的統治の実現である。2022年8月でターリバーンの復権から一年になるが、これまでのところ新憲法や統治法を定めるような動きはなく、ターリバーンがどのようにアフガニスタンを統治するか不透明な状況が継続している。そうした中、2022年4月、アブドゥルハキーム・ハッカーニ法務大臣（代行）²執筆によるアラビア語の書籍「イスラーム政権とその制度（الإمارة الإسلامية ونظامها）」³が発行された。

(2) 執筆者とその影響力について

アブドゥルハキーム・ハッカーニ法務大臣は、ターリバーンの創設者ムッラー・ムハンマド・オマル初代最高指導者の側近であり、同書の執筆者紹介によるとムッラー・オマルの直々の要請でカンダハルのターリバーン中央ジハード学校で教鞭をとったこともある⁴。

ターリバーンのツイッター広報などは、アブドゥルハキーム・ハッカーニ法務大臣を裁判官の中の裁判官を意味するカーディー・アル＝クダー（Chief Justice: 首席判事）の肩書でも紹介している。ターリバーンの統治では、法務大臣職が首席判事を兼ねるのか⁵、たまたまアブドゥルハキーム・ハッカーニが両方に就任している

¹ 本レポートは、本レポートの執筆者が海外情勢報告のため運営する [HP](https://global-research-riskmanagement.jp/) 「グローバルリサーチ&リスクマネジメント」 (<https://global-research-riskmanagement.jp/>) 上で掲載した2022年7月1日付「ニュース・トピックス」の内容を元としている。コメントなどは[こちら](#)から。

² ターリバーン復権後の組閣は暫定政権との位置付けであり、ターリバーン政権の全閣僚は代行となっている。

³ [Twitter IEA](#) [صدر حديثاً، كتاب \(الإمارة الإسلامية ونظامها\) من تأليف سماحة قاضي فضاء إمارة #أفغانستان الإسلامية الشيخ عبد الحكيم حقاني](#)
なお、アラビア語の“الإمارة الإسلامية”は、“イスラーム首長国”と訳されることが多いが湾岸の首長国などの誤解を避けるため本書では“イスラーム政権”とした。

⁴ 同書の執筆者アブドゥルハキームの父ハダイダードは著名な法学者。ハッカーニは1977年からパキスタンのカイバル・パクトウンタワ州アホラ・ハッタクのダール・ウルーム・ハッカーヤ学院で学ぶ。ロシアのアフガニスタン撤退後、生まれ故郷カンダハルやヘルマンドの村でイスラーム学を教えた後、カンダハルの中央ジハード学校で3年間教える。2001年の年の米の侵攻後パキスタンのクエッタのイスラーム大学とハッカーヤ大学で教え、2003年にイスラーム法学院をクエッタに設立し、以後14年間同学院で教鞭をとった。しかし、アメリカの圧力で教育活動の停止を強いられ礼拝のための外出さえ禁止されたとの経歴が紹介されている。『イスラーム政権とその制度』10-11頁

⁵ アフガニスタンの司法制度では、1967年に検察庁が法務省に統合され、1977年に司法省が首席判事の機能を引き受

か不明であるが、ハッカーニ首席判事の前任はハイバトゥッラー・アフンドザーダ現最高指導者である。

2016年に前最高指導者であるアフタル・ムハンマド・マンスールの殺害に伴ってターリバーンの指導部が彼らの3代目最高指導者を選出する際、アブドゥルハキーム・ハッカーニがアフンドザーダを推薦した一人とされる⁶。そして、アフンドザーダが3代目最高指導者に就任した際に同師がアブドゥルハキーム・ハッカーニを自身がそれまで務めていたターリバーン首席判事の後任に指名した⁷。そしてアフンドザーダ最高指導者は、ターリバーン復権後の2021年10月の暫定政権の組閣でアブドゥルハキーム・ハッカーニを法務大臣に選んだことから⁸、互いに信頼し合っていることが分かる。その証左に同書の冒頭では、ハイバトゥッラー・アフンドザーダ最高指導者が署名入りで挨拶文を寄稿しており、アフンドザーダが同書の内容を支持し、さらに同師が日々諮問しているウラマーたちの意見も聞いたところ、ウラマー達も同書の内容を支持したとのことである。

ターリバーンの最高諮問評議会は20名の構成とされるが、アブドゥルハキーム・ハッカーニはその一人である⁹。ハッカーニ法務大臣は最高指導者より若くはないが、ウラマーが指導することに強くこだわるターリバーンでは経歴やポジション的に最高指導者の不測の事態には次期最高指導者に就任しても不思議ではない人物といえる。すなわち、ターリバーン創設者の側近であり、上級幹部の一人であり、法務大臣であり、首席判事であり、最高指導者の信頼厚い同人が執筆し、最高指導者と最高指導者が諮問するウラマー達が支持する内容は「ターリバーンの統治の指針」になることは間違いない。こうした観点から同書の主要なテーマを参照することでターリバーンがどのようなイスラーム的統治を目指しているかを把握する一助にしたい¹⁰。

（3）同書の特徴について

同書籍は全157頁あるが、肝心のシューラー（諮問）メンバーの選出方法は示さずメンバーの資格と資質などを記述するにとどめ、イスラームの歴史上の3代目カリフのオマルがイブン・アッバースを側近（諮問相手）に選んだ過去の例から、諮問し答申を受ける人（最高指導者）がシューラーのメンバーを選ぶ権利があるとしている。また最高指導者の選出方法も正統カリフ時代の選出4事例を合法と見なす

けたとされる。 [Historical Dictionary of Afghanistan - Ludwig W. Adamec -214-215](#)

⁶ [Abdul Hakim Haqqani appointed Afghanistan's chief justice - Pakistan Today](#)

⁷ [Brief Introduction of Members of the Negotiating Team of the Islamic Emirate of Afghanistan – Islamic Emirate of Afghanistan \(archive.org\)](#)

⁸ [Factbox: Taliban announces makeup of new Afghan government | Reuters](#)

⁹ [Brief Introduction of Members of the Negotiating Team of the Islamic Emirate of Afghanistan –](#)

¹⁰ 同書籍を全ページコピーした後にスキャンしたPDF版のダウンロードが可能。 [تحميل كتاب الإمارة الإسلامية ونظامها PDF - مكتبة نور \(noor-book.com\)](#) また、同書名のツイッターでは一日一頁ずつツイートされている。 ([@aslam44780242](#))

なお、本レポートはタイムリーな内容レビューのため特徴的な項目を抽出した上での概要であり逐語訳ではない。また、その他の項目に特徴的な内容やターリバーンの理解に資する内容が含まれている可能性がある。

と述べるにとどめる他、イスラームの法源と初期イスラームの過去事例からイスラーム的統治における一般原則、諸機関の目的と役割、権利・義務や指導者層などに必要となる資格・資質や関連する用語説明の文章量が多い。その一方、「民主的な選挙の否定」は明確であり、また西側諸国などが問題視する「女子教育と女性の就業の制限」については、男性教師と女子生徒を分けるカーテンの必要性に言及するなど具体的であるのに加え、関連するテーマだけで 60 頁（242-302 頁）の文章量があり関心の高さが分かる。

（４）ターリバーンが考えるジハードとその地理的範囲について

同書では個別のテーマを論ずる前に冒頭（17-19 頁）が設けられている。そこでは、アッラーの法の確立とジハードの関係に言及し、イスラーム的統治の実現がジハードの目的であり、ジハードをそのための手段と捉えている。ハッカーニ法務大臣は「教えが全てアッラーを示すまで彼ら（不信仰者）と戦え」を含むクルアーン第 8 章第 39 節を引用しジハードの意義とその継続の必要性を強調していることから、同書の文脈では、ジハードを不信仰者に対する戦闘行為と狭義に捉えている。

そこで過去に公開されたターリバーンの思想を示す資料である「ターリバーンの思想の基礎」と比較したい¹¹。同論文はターリバーン幹部の当事者が執筆した内容ではなく同論文の冒頭にあるようにターリバーンがそれまでに取った行動から思想を類推した内容である。同論文の中¹²では、ジハードを「イスラーム体制樹立のためのあらゆる種類の努力、尽力を示す包括的な語」と広義に定義している。広義と狭義の違い¹³はあるが、「ターリバーンの思想の基礎」での類推はターリバーンの当事者で責任者でもある法務大臣が執筆した「イスラーム政権とその制度」におけるジハードの目的（イスラーム的統治の実現）で一致している。

その前提で問われるべきはイスラーム的統治の実現を目指すターリバーンによるジハードの地理的範囲になってくる。「ターリバーンの思想の基礎」では、同じくクルアーン第 8 章第 39 節を引用した後に、「紊乱（フィトナ）の撲滅とムスリム共同体が勧善懲悪を行うことを誰も妨げなくなるまで、不信仰者と戦うこと（がジハードである）」としている。ここではムスリム共同体（＝ウンマ全体）が対象であり地理的な範囲は限定されていない。これに対し、「イスラーム政権とその制度」のジハードの対象地域は異なる。アフガニスタンはムスリム共同体を構成するがあくまでその一部である。ハッカーニ法務大臣はアフガニスタン人によるジハードはアフガニスタンの大地にアッラーの法を確立するためとしている。同大臣が考え、アフンドザード最高指導者が支持しているジハード（イスラーム的統治の実

¹¹ 2009-2010 年にターリバーンのアラビア語機関誌「スムード」に 5 回に渡って掲載された論文。

[同志社 GS No.1 04 中田 資料と解説.indd \(doshisha.ac.jp\)](#)

¹² 「ターリバーンの思想の基礎」第 11 章ジハードとその装備（1）アッラーの道におけるジハードについてターリバーンの理解

¹³ 広義と狭義のジハードについては、斎藤積平 1978『ジハード神の道のために』ICJ が参考になる。同冊子では、広義のジハードを「アッラーの道を厳守して最善最大の努力を試みる」こと、狭義のジハードを「アッラーの道を防衛するための正義の戦争」としている。[icj1978jihad.pdf \(islamjp.com\)](#)

現)の地理的範囲はあくまでアフガニスタンに限定されていると、同書の文言からは、読み取れる。

(5) 女子中等教育について

アフガニスタンでの女子中等教育は男女別の教室などの環境が整備されればターリバーン政権下でも再開されると期待されていた。しかしながら、ハッカーニ法務大臣の見解では、教育環境だけでなく、女性が学ぶことが可能な科目自体が制限される。また、女性の就業についても非管理職限定、かつ、その職場で女性の労働力が必要な場合との条件つきである。こうしたターリバーンの法務大臣の解釈はイスラーム諸国の女子教育や就業の現状と比較するとイスラームの解釈としては偏狭に見える。同書籍の発行のタイミングが2022年4月であることを考えると、2022年3月に女子中等教育の再開が予定されていた当日に延期が突如決まった¹⁴のは、同大臣が示した女子教育制限の原則と女子校再開との整合性がターリバーン内で問われた可能性もある。

「イスラーム政権とその制度」の発行は2022年4月であるが、同書に見られるようなターリバーンの考え自体はおそらく長年変わっていない¹⁵。男女別での教育はイスラーム諸国でも見受けられるが、イスラームの教えを名目に政府レベルで女性が学べる科目と女性の就業が制限されている例を探すのは難しいだろう。ターリバーンは外国の制度や思想の導入は認めないため、他のイスラーム諸国と遜色のない女子教育を考えた場合、例えば、より開けたイスラームの解釈で議論、あるいは天性に基づく女性の職業の範囲やその為に必要な教育科目とは何かのカリキュラム編成の議論によって制限が実質的に小さくなることは考えられるだろう。しかしながら、ハッカーニ法務大臣はイスラーム的統治においてはシャリーアに反しない限りアフガニスタンの伝統は尊重されるとしており、女子教育と社会参加の課題はイスラーム的解釈に加え、アフガニスタンの伝統との向き合い方にも直結する¹⁶。

ターリバーンのアラビア語機関誌「スムード」の2022年7月号(179号)には、イスラーム協力機構(OIC)、ムスリム学者アソシエーション、世界イスラーム連盟(MWL)、国際ムスリム学者連合(IUMS)、オマーン・スルタン国ムフティのアフマド・アル＝ハリリ師やイスラーム抵抗運動ハマスから6月22日に発生したアフガニスタン東部地震へのお悔やみのメッセージが掲載されている¹⁷。これはターリバーンの友好

¹⁴ [ターリバーンが女子教育の再開を当日に停止、「正しい服装決まるまで」 アフガニスタン - BBC ニュース](#)

¹⁵ 青木健太 2022『ターリバーンの台頭』第三章及び第四章参照。また、ターリバーンの中核メンバーの間でも共通の理解があるように見受けられる。例えば、ターリバーン幹部でドーハ合意の交渉に参加していたシャハブッディーン・ダワーウル・鉱物・石油大臣は「スムード」2022年4月号(195号)でのインタビューで、女性の職場に関して保健・衛生分野では女性の人材が必要とされる一方、全ての職場で女性が就業することは適切ではないと答えている。

[أرشيف المجلة - مجلة الصمود الإسلامية \(alsomood.af\)](#)

¹⁶ さらに留意すべき点は教育科目と就業の制限は一切禁止とは異なる点である。仮に女子教育と就業の一切禁止が伝統・習慣と考える人々が多い場合、科目や職場の制限があっても女子教育と女性の就業が可能で、少なくとも更に保守的な慣行からは抜け出すことになる現法務大臣の解釈をどう考えるべきだろうか。また、第一次ターリバーン政権のブラクティスやトラビ法務大臣(当時)の解釈との違いの有無や違いがあればその変化をどう考えるべきだろうか。

¹⁷ [تفاعلات حول زلزال أفغانستان - مجلة الصمود الإسلامية \(alsomood.af\)](#)

関係の一端を示しており、こうしたイスラーム組織との交流や意見交換の場があれば、時間をかけてターリバーンがその考えを変えていくことはありえるのかも知れない。

とは言え、現時点においてハッカーニ法務大臣は、女子の教育と就業への制限を含む彼が示した解釈に自信があり、ターリバーンにとっては正しいイスラームのあり方だと信じている。自信があるからこそ、ターリバーンはパシュトーン語やダリ語ではなくアラビア語で同書を発行した。自信の表れは、アフンドザード最高指導者が冒頭挨拶の最後に、「同書が世界の全てのイスラーム教徒にとって有益となるようアッラーに祈る」と結んでいることからもしっかりと分かる。

2. 「イスラーム政権とその制度」の主要項目¹⁸の概要

(1) ジハーダの目的

イスラームの道を確立する手段はアッラーとイスラームの敵に対するジハード以外にはない。ジハードは審判の日が到来するまで続く。クルアーンは、ジハードの目的と意義を示し、教えが全てアッラーを示すまでムジャーヒドはジハードを放棄すべきではないとした。クルアーン第8章39節は、「教えが全てアッラーを示すまで彼ら（不信仰者）と戦え」と規定している。ジハードの本来の目的とはアッラーの統治を現世で実現することである。米軍が撤退したからといってイスラーム政権（ターリバーン）のムジャーヒド（聖戦士）がジハードを放棄することは許されない。なぜならアフガニスタン人によるジハードの目的はこの地においてアッラーの法を確立するためだからだ。アッラーの法の確立はアフガニスタンにおけるイスラーム国家の実現を意味し、イスラーム国家の実現にはイスラーム的制度と制度を運営する指導者が必要となる。

(2) 統治

世界の国々の統治は2種類に分類される。1つ目は歳入や税金の徴収をスローガンとする政府・国。2つ目は導き（勸善懲悪）をスローガンとする政府・国である。既存の大多数の国々は1つ目に分類されるため例示説明の必要はない。2つ目の「導きの政府・国」が存在するのは稀である。「導きの政府・国」における3つ柱は①独立した司法、②イスラームの軍隊、③天啓の法である。人定法はアッラー及びアッラーの使徒が示したムスリムの道から外れるため拒絶される。「導きの政府・国家」を実現するイスラーム的統治は6要素で構成される。①国家元首、②能力主義だけにに基づき登用する国家機関、③シャリーアが示す原則から導き出す市民法、④独立した司法機関、⑤強力な軍隊、⑥勸善懲悪委を担う人々。イスラーム的統治における法源は次のとおり。①クルアーン②スンナ（預言者ムハンマドの言動）③イジュマー（合意）、④キヤース（類推）他6つの法源。

(3) 宗派

アフガニスタンにおける司法は、スンニ派ハナフィー派法学の解釈のみに依拠し、ハナフィー派法学派の解釈・見解を採用する。大多数のアフガニスタン人は昔からハナフィー派法学派

¹⁸ それぞれの項目の同書の参照頁は次のとおり。ジハード：5-7頁、統治：17-24、30-31頁、宗派：37-38頁、伝統：39-40頁、独立：41頁、自由：42-46頁、女性の役割・教育・社会参加など：148-149、242-293頁。

に属し、ハナフィー法学派の解説書に慣れ親しんでいる。また、ハナフィー法学派は昔から世界的に知られており、著名なイスラーム法学者の多数派はハナフィー法学派であった。なお、アフガニスタンでは少数派を対象とした司法上の特権を認めることはしない。オスマン帝国は少数派の学派を認め、少数派の特権や外国人を対象とした外国の司法制度を認める司法のダブルスタンダードを導入したことによって司法制度自体が弱体化した。

（４）伝統と習慣、独立

イスラーム的統治においてはシャリーアに反しない限りアフガニスタンの伝統、慣習、言語は尊重される。一方、米国などの外国に由来する文化はアフガニスタンの伝統とは無関係である以上にシャリーアとアフガニスタンの伝統に反している。外来の文化は排除しなければならない。また、イスラーム国家は法、政策、制度において独立しており、外国人が（伝統と習慣を含む）アフガニスタンの内政に干渉することは許さない¹⁹。アメリカはのりを超えて不正を押し付けてきたためアフガニスタン人はジハードを宣言した。

（５）自由

言論の自由とは、「公に真実を語る」と定義される。イスラームではムスリムの指導者は真実を述べる（言論の自由）を奨励し、それに耳を傾けるべきとされている。2代目カリフであるオマル・ブン・ハッターブは、人前で己の発言を誤っていると指摘した女性が現れた際自身の発言の過ちを認めた例がある。ただし、言論の自由は他宗教へいざなうことは含まれない。信仰の自由とは、誰もが自由に信仰を選択することではない。イスラーム教徒が他の宗教に改宗することは許可されない。しかしながら、イスラーム国家に住む非イスラーム教徒は自由に彼らの宗教を維持・実践できる。こうした意味の信仰の自由が尊重されるので、非イスラーム教徒が改宗を強制されることはない。

（６）選挙

イスラーム教の歴史には民主的選挙は存在しておらず、歴史上のイスラーム国家は選挙を認めていない。もし民主的選挙が優れた制度であれば、預言者ムハンマドと彼の級友は民主的な選挙を実践していたはずだ。民主的な選挙は不信仰者が生み出した制度であり5つの否定的な側面を有する。①統一を乱し、部族、政党、言語の違うグループ間での非難合戦を誘発する。②賢明な学者と無知な凶悪犯、男性と女性、信仰者と不信仰者の意見が投票において同価値であると見なすことはイスラームの教えから外れる。③シャリーアに基づく正当性が付与されないまま、個人資産と公金が浪費される。④選挙の立候補者は指導的地位を獲得するために、当選目当てで履行できないあるいは履行しない公約を掲げ人々を欺き自身への投票を呼びかける。⑤選挙は不正から免れない。票の買収によって有権者が誘惑され選挙結果に負の影響を与える。イスラーム国家においてシューラー（諮問評議会）のメン

¹⁹ ターリバーンは復権後も外国の干渉を拒否する姿勢を度々示しており、7月23日のツイートではアフガニスタンを他国攻撃の拠点にしないとのドーハ合意の順守に言及した上で、ターリバーンが他国に干渉することを望まないなら、他国もアフガニスタンの内政（制度や生き方）に干渉すべきではないと発言している。

[IEA twitter: ما يتعلق بمهية النظام وكيفية العيش فيه وغيرها من القضايا في أفغانستان](#)

バーは、多数決ではなくイスラーム法の資格知識や特性によって選出される。

(7) 女性教育・社会参加

イスラームの歴史では女性が最高指導者の選出の議論に参加した事例は存在しない。また、女性が男性と肩を並べて、国家の運営、政治、戦闘での指揮に参加した事例もない。天性に基づく女性の仕事は出産と育児であり、育児に男性は関与してはいけない。男性は家の外で働き、産業農業商業や政府での公的な仕事に従事し、家族を養う糧を得るために日夜働く。こうしたあり方こそアッラーが男女それぞれに定めた天性に基づく役割であり、現在世界に広く流布しているあり方は不信仰である。

女性に学ぶ義務が課されるのはイスラーム教育だけである。近代教育は義務ではないが、学ぶことは可能である。しかしながら女性は、医療や仕立てなどの女性の天性に合った分野に関する教育のみ受けることが可能である。したがって女性が科学や幾何学などの分野の教育を受けることは許可されない。この前提の上で、誰が女性に教育し、どのような状況・手段で（外出を避けるべき）女性が学校・大学で教育を受けることが可能になるかの課題がある。女性教師だけが女生徒に教えることが可能である。もしそれが出来ない場合、女子学生と男性教師の間をカーテンで区切る必要がある。また、教育目的であっても、女性は男性親戚の同伴なしで、または3日超える日数を要する移動・外出は許可されない。

仕事は管理職と非管理職のポジションの2種類に分類される。女性は非管理職のポジションでのみ働くことができる。ただし、女性が職場で働くのは、その職場で労働力が必要な場合に限定される。なお、女性が外で働く必要がある場合、基準を満たしたヒジャブの着用や男性がいない職場などの諸条件を満たす必要がある。